○法務省告示第三百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十三日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表津田工業株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社大平組	茨城県水戸市開江町千五百九十番地の四	鉄筋施工
津田工業株式会社	埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番地の三十五	塗装
有限会社伸英工業	神奈川県横須賀市長沢一丁目二十一番五十六号	とび
株式会社イックス	愛知県愛西市森川町一番割七十番地	プラスチック成形
株式会社八立製作所	大阪府大阪市生野区巽中二丁目二十一番四号	鉄工
垣内鳳業	大阪府柏原市高井田五百五十三―二四	とび
糸永工業株式会社	福岡県福岡市南区日佐五丁目十三―十八	とび

○厚生労働省告示第三百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年九月十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表Ⅱ区分０５７⑵④中「イ　バイポーラカップ

127,000円」を「イ　バイポーラカップ（Ⅰ）　1

ウ　バイポーラカップ（Ⅱ）　1

27,000円

34,000円」に改める。

別表Ⅱ区分０５８⑴に次のように加える。

⑥　片側置換用材料（Ⅲ）　178,000円

別表Ⅱ区分０６１⑼①イを次のように改める。

イ　下顎骨・骨盤再建用

i　標準型　69,500円

ii　三次元型　71,300円

別表Ⅱ区分０７３⑵に次のように加える。

③　特殊型　17,700円

別表Ⅱ区分１１７⑵を次のように改める。

⑵　植込型除細動器（Ⅱ型）

①　標準型　3,000,000円

②　ＭＲＩ対応型　3,150,000円

別表Ⅱ区分１１７⑷を次のように改める。

⑷　植込型除細動器（Ⅴ型）

①　標準型　3,060,000円

②　ＭＲＩ対応型　3,210,000円

別表Ⅱ区分１４４⑴を次のように改める。

⑴　単極又は双極用

①　標準型　4,090,000円

②　ＭＲＩ対応型　4,300,000円

別表Ⅱに次のように加える。

182　バルーン拡張型人工生体弁セット　4,310,000円

183　血管内塞栓材　8,670円

別表Ⅴ区分００５⑴①イを次のように改める。

イ　下顎骨・骨盤再建用

i　標準型　69,500円

ii　三次元型　71,300円

別表Ⅵ区分００８中「758円」を「796円」に改める。

別表Ⅸ⑶の表を次のように改める。

112　ペースメーカー ⑹　デュアルチャンバ（Ⅳ型） ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22400BZX00131000	平成24年10月１日から 平成26年３月31日まで	1,080,000円
114　体外式ペースメーカー用カテーテル電極 ⑵　心臓電気生理学的検査機能付加型 ⑤　アブレーション機能付き イ　接触情報感知機能付き （薬事法承認番号） 22400BZX00163000	平成24年10月１日から 平成26年３月31日まで	382,000円
117　植込型除細動器 ⑵　植込型除細動器（Ⅲ型） ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22500BZX00292000 22500BZX00294000	平成25年10月１日から 平成26年３月31日まで	3,230,000円
117　植込型除細動器 ⑷　植込型除細動器（Ⅴ型） ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22500BZX00292000 22500BZX00294000	平成25年10月１日から 平成26年３月31日まで	3,290,000円
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 ⑴　単極又は双極用 ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22500BZX00293000	平成25年10月１日から 平成26年３月31日まで	4,410,000円